

3. 騒音

(1) 騒音とは

騒音とは、「なければよい音」「好ましくない音」を言います。具体的には、

- ①生理的な障害をひきおこす音 ②概して大きな音
- ③音色の不快な音 ④音声などの聴取を妨げる音
- ⑤勉強や事務の能率を妨げる音 ⑥休養や安眠を妨げる音

などであり、原因となる音はさまざまです。

また、音の性質，生活環境，個人差，心理状態などににより大きく作用され，同じ音でも快適に感じたり，不快に感じたりし，どのような音が原因となるかは一概には言えず，極めて局所的であり，多発的な難しさがあります。

騒音の大きさの例

騒音の 大きさ	音の例	騒音の 大きさ	音の例
(db)		(db)	
120	飛行機のエンジンの近く	60	静かな乗用車 普通の会話
110	自動車の警笛（前方2 m） リベット打ち	50	静かな事務所
100	電車が通るときのガード下	40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼
90	大声による独唱 騒々しい工場の中	30	郊外の深夜 ささやき声
80	地下鉄の車内 電車の車内	20	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1 m）
70	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭		

(2) 工場・事業所に対する規制

騒音を発生する特定の施設を設置する工場・事業所などには，騒音規制法及び徳島県生活環境保全条例に基づく届出が義務づけられています。これらの工場等には地域や時間帯に応じて敷地境界での音の大きさを規制する基準が定められています。

また，特定の建設作業に対しても上記と同様に届出が義務づけられており，規制基準が定められています。

3-1. 騒音に係る環境基準について

(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(環境基準)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45 デシベル以下
C	60デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、その環境基準上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

通常の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に隣接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

個別の住居においては騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

地域の類型	当てはまる地域
A	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 阿南市, 石井町, 那賀川町, 羽ノ浦町, 松茂町, 北島町及び鴨島町(以下「徳島市等」という。)の区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層地域並びに徳島市, 鳴門市, 及び北島町のうち別図に掲げる地域
B	徳島市等の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域, 第2種住居地域及び準住居地域
C	徳島市等の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域

ただし, 道路法第3条に規定する高速自動車国道, 一般国道, 県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)並びに都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路に面する地域のうち, 次の範囲の地域については, 先の表によらず, 環境基準に定める「幹線交通を担う道路に近接する空間」とする。

1. 2車線以下の車線を有する道路の端より15メートルの範囲
2. 2車線を越える車線を有する道路の端より20メートルの範囲

時間の区分	時 間
昼 間	午前6時から午後10時まで
夜 間	午後10時から翌日の午前6時まで

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総
理府令

平成12年3月2日 総理府令第15号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内にお
ける自動車騒音の限度を定める命令の全部を次のように改正する。

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車
騒音の限度を定める総理府令

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の総理府令で定める限度は、次の表のとおりと
する。ただし、同表に掲げる区域のうち学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されて
いる区域は又は幹線道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る同項の総理府令で定める限度は、
都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとする事ができる。

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に 面する区域	65デシベル	65デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する区域	65デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に 面する区域及びc区域のうち車線を有する道路 に面する区域	65デシベル	65デシベル

備 考

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域
をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

1 車線とは、1縦列の自動車（2輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有
する帯状の車道の部分をいう。

2 時 間

昼間	午前6時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで

- 3 デジベルとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める音圧レベルの計算単位をいう。
- 4 騒音の測定器は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 5 騒音の測定位置は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 6 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 7 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、測定値は、等価騒音レベルとする。
- 8 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

自動車騒音に係る区域

徳島県告示214号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）別表の備考に規定する知事が定める区域を次のとおり定め平成12年4月1日から施行し、平成4年徳島県告示第331号（騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する知事が定める区域及び時間を定める件）は、同年3月31日限り廃止する。

区 域

a区域	平成11年徳島県告示第176号（騒音に係る環境基準の地域類型を指定する件）において地域の類型Aとして表示された区域
b区域	平成11年徳島県告示第176号において地域の類型Bとして表示された区域
c区域	平成11年徳島県告示第176号において地域の類型Cとして表示された区域

3-2. 特定施設（騒音発生施設）・特定建設作業に係る届出について

騒音規制法第6条（昭和43年6月10日法律第98号）及び徳島県生活環境保全条例第27条（平成17年3月30日徳島県条例第24号）により下表に掲げる特定施設を有する工場、事業場及び法第14条の規定による特定建設作業実施者はそれぞれ町長に届出の義務が課せられている。

特定施設（騒音規制法）の種類（工事着工30日前までに届出）

1. 金属加工機械
イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計22.5kW以上のものに限る）
ロ 製管機械
ハ ベンディングマシン（ロール式のもので、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る）
ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く）
ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る）
ヘ セン断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る）
ト 鍛造機
チ ワイヤフォーマリングマシン
リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く）
ヌ タンブラー
ル 切断機（といしを用いるものに限る）
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）
4. 織機（原動機を用いるものに限る）
5. 建設用資材製造機械
イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）
ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る）
6. 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）
7. 木材加工機械
イ ドラムバーカー
ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る）
ハ 碎木機
ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る）
ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る）
ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る）

8.	抄紙機
9.	印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10.	合成樹脂用射出成形機
11.	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

- ◆出力換算 1馬力（HP・PSと表示）＝0.746kW
 1キロニュートン(kN) ＝0.102重量トン

騒音発生施設(徳島県生活環境保全条例)の種類（工事着工30日前までに届出）

1.	金属加工機械（イ、ロ、ニ～ヌは特定施設の項目と同じ） ハ ベンディングマシン（ロール式のものに限る） ル 打貫機(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る) ヲ リベット打機
2.	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 3.75 kW以上のものに限る）
3.	土石用又は鉱物用の破砕機, 摩砕機, ふるい及び分級機（特定施設第3項の規定と同じ）
4.	綿布製造機及び加工機械 イ 織機（原動機を用いるものに限る） ロ 紡績機（原動機を用いるものに限る） ハ 編組機（原動機を用いるものに限る） ニ 撚糸機（原動機を用いるものに限る） ホ サイジングマシン（原動機を用いるものに限る） へ 工業用マシン（10台以上設置しているものに限る）
5.	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（特定施設第5項の規定と同じ） ロ アスファルトプラント（特定施設第5項の規定と同じ）
6.	穀物用製粉機（特定施設第6項の規定と同じ）
7.	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（特定施設第7項の規定と同じ） ハ 砕木機 ニ 帯のご盤及び丸のご盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る) ホ かな盤(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)
8.	抄紙機
9.	印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10.	合成樹脂用射出成形機
11.	造型機
12.	自動車の修理又は整備用の鈑金作業場及び自動車の解体又はエンジン整備用の作業場(作業場の面積が30平方メートル以上のものに限る)

指定区域の区域の区分と規制基準

区域の区分	時間の区分		
	午前7:00 ～午後7:00	午前5:00 ～午前7:00 午後7:00 ～午後10:00	午後10:00 ～午前5:00
第1種区域 (第1種低層住居専用地域)	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 (第1種中高層住居専用地域、第2種中高層 住居専用地域、第1種住居地域、第2種住 居地域、準住居地域、グリーンタウン)	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域 (工業専用地域)	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

※騒音は特定工場の敷地境界線で測定する。

※指定区域について騒音規制法は「第1～4種区域」、徳島県生活環境保全条例は「町内全域」とする。

(例) 第4種区域内で空気圧縮機(4 kW)を設置した場合、徳島県生活環境保全条例の適用となる。

特定建設作業（工事着工7日前までに届出）の種類

1	くい打ち機 くい抜機 くい打くい抜機	もんけんを除く。 圧入式くい打、くい抜き機を除く。 アースオーガとくい打ち機を併用する作業を除く。
2	びょう打ち機	(リベットガン（ハンマ）による作業が対象。) (インパクトレンチによる高圧ボルト締めは対象外。)
3	さく岩機	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント アスファルトプラント	混練容量が0.45 m ³ 以上のもの。 (モルタル製造にプラントを使用する場合を除く。) 混練重量が200kg以上のもの。
6	バックホウ★	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
7	トラクターショベル★	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8	ブルドーザー★	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

注) ★の項目は、騒音規制法区域（第1号区域・第2号区域）のみの対象とする。

指定区域の区域の区分と規制基準

騒音の大きさ		85デシベル
作業ができない時間	第1号区域(第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、グリーンタウン)	午後7時から翌日の午前7時まで
	第2号区域(工業専用地域)	午後10時から翌日の午前6時まで
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日に10時間
	第2号区域	1日に14時間
同一場所における作業時間		連続で6日を超えないこと
日曜その他の休日における作業		禁止

※指定区域について騒音規制法は「第1・2号区域」。徳島県生活環境保全条例は「第1・2号区域以外の区域」とし、第2号区域の規制基準を適用する。

※第2号区域のうち学校、保育所、病院等の敷地の周囲80メートルの区域は第1号区域の適用となる。

※音の基準は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。